

リンククラブ規約

第1条（適用の範囲）

このLINK CLUB会則（以下、「本会則」といいます）はLINK CLUB事務局（以下、「事務局」といいます）がLINKCLUB 会員（以下「会員」といいます）に提供するサービスについて適用されます。

第2条（LINK CLUB事務局）

本会則に従って、会員に対する情報の提供及びその他会員との交信は、事務局から行います。

第3条（会員の資格）

リンククラブは会員制組織であり、ユーザの立場にたったサービスや情報の提供を目指します。会員はリンククラブの提供するすべてのサービスの発展に協力・援助するものとし、リンククラブの提供するサービスを優先的かつ格安に受けることができます。1.事務局に所定の様式で入会を申込み、これを事務局が承認したとき、会員となるものとします。会員は会員の資格を第三者に譲渡することはできません。

2.会員は事務局の定める年会費を支払うものとします。年会費にはニューズレターの代金、送料が含まれます。事務局は諸般の事情により予告なく事務局が適当と判断する方法で、年会費の価格およびその支払い方法、支払時期を変更できるものとします。リンククラブは安全対策などの諸般の事情により、リンククラブが必要と判断した場合、臨時の料金を予告なく課金する場合があります。なお、すでに支払われた料金は一切払戻しいたしません。また、この場合に発生する会員の損害について、直接、間接を問わずリンククラブは一切責任を負いません。

前項の年会費は原則として、入会時に会員が申込書にご記入された、指定の金融機関からの自動口座振替またはクレジットカードにより支払うものとし、その支払い時期は事務局が別途定めるところによるものとします。

第4条（LINK CLUBのサービス）

1.会員は次のサービス（以下「LINK CLUBサービス」）を受けることができます。

2.ニューズレターが送付されます。

3.事務局が順次お知らせするサービスを受けることができます。

4.事務局が運営する会員限定のプロバイダ「リンククラブインターネットサービス」を利用することができます。このサービスについては、別途定めるリンククラブインターネットサービス利用者規約が適用されます。

5.事務局は、会員のご意見、ご要望を基に、サービスの充実をはかっていくことを果たすべく努力を重ねていく責任を有します。

第5条（変更の届け出）

会員の氏名、住所、電話番号、登録口座など申込時に届け出た内容に変更があった場合には変更通知を事務局にご提出ください。届け出のない場合、LINK CLUBのサービスを受けられなくなることがあります。

第6条（会員資格の有効期間および退会）

1.会員の資格は、入会申込書が事務局に到着し正常に受付された月から1カ年有効なものとし、なお、リンククラブインターネットサービス同時入会者については、サービス開始月から1カ年有効なものとし、但し、その期間満了の前々月末日までに事務局または会員のいずれからも別段の意思表示のなかった場合には、さらに1年間有効なものとし、以後この例によるものとします。

2.会員はいつでもLINKCLUBを退会することができます。退会される場合には事務局までご連絡ください。なおこの場合、すでに支払われた会費は返還されません。

3.事務局は、諸般の事情により事前に通知することなくLINKCLUBサービスの提供を取り止めることができます。この場合、既に支払われた料金は返還されません。また、この場合に発生する会員の損害について、直接、間接を問わずリンククラブは一切責任を負いません。

第7条（LINK CLUBサービスの取り止め）

事務局は、次のいずれかの場合には、会員に対してLINK CLUBの一部または全部のサービスの提供を取り止めることができます。

1.支払期日を経過しても会費が支払われなかったとき

2.本会則第5条の変更の届け出を行わなかったとき

3.その他、会員が本会則に違反したとき

4.天災、火災、流行病、洪水、地震、暴動、戦争、妨害行為、労働争議、もしくは政府の措置、またはその他やむをえない事由により、LINK CLUBサービスを提供することが困難であると事務局が判断したとき

第8条（免責）

本会則前条の各号に定める事由などにより、会員がLINK CLUBサービスの一部または全部の提供を受けられなかった場合、原則的に事務局は会費やすでに支払われた料金の返還およびその他の損害賠償の責は追わないものとします。

第9条（著作権）

1.LINK CLUBサービスによって提供された情報に対する著作権およびその他の権利はLINK CLUBに帰属し、その取扱いは著作権法に準拠します。

2.事務局は、LINKCLUBサービスについて提供された情報の内容またはその情報の利用によって損害が生じた場合があっても、公序良俗に反するものでない限り、原則的にその責任は負わないものとします。また、LINKCLUB宛に情報提供がされた会社または各種団体、個人などからの情報はその真偽に関してLINKCLUBが基礎的な確認を行ったのち会員に提供しますが、以降、その情報に関する責任は、情報提供をした各種団体、個人などが負うものとします。

第10条（会則の変更）

本会則は諸事情に応じて事務局の責において変更することができます。

第11条（管轄裁判所）

LINK CLUBサービスに関連して事務局と会員間との紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

Copyright(c) LINK CLUB, 1994-2009. To the future, produced by KAI.

2009.08.18頃改訂版

リンククラブ利用規約

リンククラブ規約

第1条（適用の範囲）

このLINK CLUB会則（以下、「本会則」といいます）はLINK CLUB事務局（以下、「事務局」といいます）がLINKCLUB 会員（以下「会員」といいます）に提供するサービスについて適用されます。

第2条（LINK CLUB事務局）

本会則に従って、会員に対する情報の提供及びその他会員との交信は、事務局から行います。

第3条（会員の資格）

リンククラブは会員制組織であり、ユーザの立場にたったサービスや情報の提供を目指します。会員はリンククラブの提供するすべてのサービスの発展に協力・援助するものとし、リンククラブの提供するサービスを優先的かつ格安に受けることができます。

- 1.事務局に所定の様式で入会を申込み、これを事務局が承認したとき、会員となるものとします。会員は会員の資格を第三者に譲渡することはできません。
- 2.会員は事務局の定める年会費を支払うものとします。年会費にはニュースレターの代金、送料が含まれます。事務局は諸般の事情により **事前の予告を持って** 事務局が適当と判断する方法で、年会費の価格およびその支払い方法、支払時期を変更できるものとします。リンククラブは安全対策などの諸般の事情により、リンククラブが必要と判断した場合、臨時の料金、**会費を事前の予告を持って課金する場合があります**。なお、すでに支払われた料金は一切払戻しいたしません。また、この場合に発生する会員の損害について、直接、間接を問わずリンククラブは一切責任を負いません。前項の年会費は原則として、入会時に会員が申込書にご記入された、指定の金融機関からの自動口座振替またはクレジットカードにより支払うものとし、その支払い時期は事務局が別途定めるところによるものとします。

第4条（LINK CLUBのサービス）

- 1.会員は次のサービス（以下「LINK CLUBサービス」）を受けることができます。
- 2.ニュースレターが送付されます。
- 3.事務局が順次お知らせするサービスを受けることができます。
- 4.事務局が運営する会員限定のプロバイダ「リンククラブインターネットサービス」を利用することができます。このサービスについては、別途定めるリンククラブインターネットサービス利用者規約が適用されます。
- 5.事務局は、会員のご意見、ご要望を基に、サービスの充実をはかっていくことを果たすべく努力を重ねていく責任を有します。

第5条（変更の届け出）

会員の氏名、住所、電話番号、登録口座など申込時に届け出た内容に変更があった場合には変更通知を事務局にご提出ください。届け出のない場合、LINK CLUBのサービスを受けられなくなることがあります。

第6条（会員資格の有効期間および退会）

- 1.会員の資格は、入会申込書が事務局に到着し正常に受付された月から1カ年有効なものとし、なお、リンククラブインターネットサービス同時入会者については、サービス開始月から1カ年有効なものとし、但し、その期間満了の前々月末日までに事務局または会員のいずれからも別段の意思表示のなかった場合には、さらに1年間有効なものとし、以後この例によるものとします。
- 2.会員はいつでもLINKCLUBを退会することができます。退会される場合には事務局までご連絡ください。なおこの場合、すでに支払われた会費は返還されません。
- 3.事務局は、諸般の事情により事前に通知することなくLINKCLUBサービスの提供を取り止めることができます。この場合、既に支払われた料金は返還されません。また、この場合に発生する会員の損害について、直接、間接を問わずリンククラブは一切責任を負いません。

第7条（LINK CLUBサービスの取り止め）

事務局は、次のいずれかの場合には、会員に対してLINK CLUBの一部または全部のサービスの提供を取り止めることができます。

- 1.支払期日を経過しても会費が支払われなかったとき
- 2.本会則第5条の変更の届け出を行わなかったとき
- 3.その他、会員が本会則に違反したとき
- 4.LINK CLUBはサービス権、営業権を移行する場合があります。その場合、会員は同意するものとし、サービスの提供を受けることができます。
- 5.天災、火災、流行病、洪水、地震、暴動、戦争、妨害行為、労働争議、もしくは政府の措置、またはその他やむをえない事由により、

LINK CLUBサービスを提供することが困難であると事務局が判断したとき

第8条（免責）

本会則前条の各号に定める事由などにより、会員がLINK CLUBサービスの一部または全部の提供を受けられなかった場合、原則的に事務局は会費やすでに支払われた料金の返還およびその他の損害賠償の責は追わないものとします。

第9条（著作権）

1.LINK CLUBサービスによって提供された情報に対する著作権およびその他の権利はLINK CLUBに帰属し、その取扱いは著作権法に準拠します。

2.事務局は、LINKCLUBサービスについて提供された情報の内容またはその情報の利用によって損害が生じた場合があっても、公序良俗に反するものでない限り、原則的にその責任を負わないものとします。また、LINKCLUB宛に情報提供がされた会社または各種団体、個人などからの情報はその真偽に関してLINKCLUBが基礎的な確認を行ったのち会員に提供しますが、以降、その情報に関する責任は、情報提供をした各種団体、個人などが負うものとします。

第10条（会則の変更）

本会則は諸事情に応じて事務局の責において変更することができます。

第11条（管轄裁判所）

LINK CLUBサービスに関連して事務局と会員間との紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

Copyright(c) LINK CLUB, 1994-2009. To the future, produced by KAI.